

東京社保協第2回常任幹事会・資料集

2019年5月23日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～11 中央社保協第9回運営委員会報告
- 12 介護をよくする東京の会第2回事務局会議報告
- 13 新生存権裁判東京第3回期日のチラシ
- 14～15 オリパラ都民の会第58回運営委員会報告
- 16～30 日弁連「生活保護法改正要綱案(改訂版)」
- 31 2019年度国保料(税)試算額と2018年度との比較(確定版)
- 32 2019年度と2018年度の子ども国保料(税)比較
- 33～36 消費税5分間学習資料(10月消費税10%ストップ!ネットワーク作成)
- 37～38 都議会第2回定例会開会日行動のチラシと個人請願用紙
- 39～40 第24回東京反核平和マラソンチラシ



2018年度中央社保協第9回運営委員会報告

2019年5月8日（水）13時半～ 日本医療労働会館会議室

【出席確認】

○代表委員

住江（保団連） 山田（民医連） 岩橋（全労連）
寺川（東京） 井上（大阪）

○運営委員

白沢（障全協） 山元（新婦人） 中山（全商連） 西野（全生連）
吉川（農民連） 民谷（福祉保育労） 山田（全教） （建交労）
田島（年金者組合） 瀧川（医労連） 上所（保団連） 梅津（共産党）
（国公労連） 佐賀（自治労連） 岡田（医療福祉生協連）
沢野（北海道） 高橋（宮城） 川嶋（埼玉） 藤田（千葉）
窪田、相川（東京） 根本（神奈川） 寺越（石川） 小松（愛知）
寺内（大阪） 楠藤（徳島） 西村（福岡）

○事務局

山口、 是枝
工藤（保団連） 山本、堀岡（民医連） 大西（全労連）

【情勢の特徴】※全国総会素案参照

①いっせい地方選挙～衆院補選

沖縄3区、大阪12区と衆院補選で自民は敗北。第二次安倍政権発足以来、補選での敗北は初めて。

沖縄3区補欠選挙は、「オール沖縄」陣営が推す屋良朝博氏（56）が7万7156票を獲得。島尻氏に1万7728票差をつけた。3区の有権者が辺野古新基地建設に反対する屋良氏を選んだことで、県民は昨年9月の知事選、今年2月の県民投票に続き、辺野古埋め立てを強行する安倍政権に対し再び「ノー」を突き付けた。（琉球新報）

自民党の萩生田幹事長代行が消費税増税の延期もあり得るという考えを示し、萩生田氏は会見を開き、「政治家としての私個人の見解を申し上げたのみだ」と釈明。

麻生財務大臣は「増税は社会保障に必要」と述べ、改めて消費税引き上げの必要性を強調。「全世代型の社会保障体制というものをやっていくということを考えても、消費税の10%は、これは安定材料を確保していくという意味でも必要なものだと思います」

世耕経済産業大臣は「法律で消費税を10月に上げることは決まっている」

②国会の動向（メディアファックス 2019年4月24日 より）

●ハラスメント対策法案、25日に衆院通過へ

パワーハラスメントの防止措置を企業に義務付ける厚生労働省提出の女性活躍推進・ハラスメント防止対策法案について、衆院厚生労働委員会は24日、日本共産党を除く各党の賛成多数で可決した。法案は25日の衆院本会議

で可決され、参院に送られる見通し。

衆院厚労委では、セクシュアルハラスメントやカスタマーハラスメントへの対策として立憲民主党などが提出した3法案についても採決したが、与党が反対し、否決された。

●障害者雇用促進法改正案、26日に質疑

24日の衆院厚労委では、根本匠厚生労働相が、国や自治体の障害者雇用に対するチェック機能強化策などを盛り込んだ障害者雇用促進法改正案の趣旨を説明し、法案は審議入りした。26日に一般の質疑を行い、5月7日に参考人質疑を行う。

●医療保険関連法案、25日に参院で審議入り

根本匠厚生労働相は25日の参院厚生労働委員会で、医療保険関連法案の趣旨を説明し、法案は参院で審議入りする。厚労委が24日に開いた理事懇談会で合意した。実質的な審議に入るのは、10連休明けとなる。法案は16日に衆院本会議で可決され、参院に送られていた。

●子ども・子育て支援法改正案の連合審査も

参院厚労委は25日、幼児教育・保育無償化に向けた子ども・子育て支援法改正案について、内閣委員会、文部科学委員会と連合審査を行う。同日は、厚労委の一般質疑もある。

●旧優生保護法の一時金支給法が成立・施行 ～きょうされんむ声明参照

旧優生保護法により生殖を不能にする手術を受けた障害者らに対し、一時金320万円を支払う議員立法は24日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。政府は同日、法を官報で公布し、一部を除いて施行となった。

③「新時代の社会保障改革ビジョン」を了承 自民・厚労部会(メディアファックスより 4月18日付け)

自民党厚生労働部会(小泉進次郎部会長)は18日、「全世代型社会保障改革ビジョン検討プロジェクトチーム(PT)」(鴨下一郎座長)の取りまとめ「新時代の社会保障改革ビジョン」と、「厚生労働行政の効率化に関する国民起点PT」(田村憲久座長)の中間報告を了承した。今後、党の人生100年時代戦略本部に報告する。

社会保障改革ビジョンでは、従来の社会保障改革について「増加し続ける社会保障給付に対応するための給付削減や負担拡大の議論になりがちであった。そして、こうした議論自体が、国民の閉塞感を生む原因になってきた」と指摘。その上で「給付削減(第1の道)か、負担拡大(第2の道)かという発想とともに、社会保障改革の『第3の道(リバランス)』を進めるという発想が必要」と提言している。「リバランス」は、社会保障を「支える側」と「支えられる側」のバランスを取るという趣旨だ。

「全世代型社会保障制度を全ての世代が公平に支え合うため、今後は、年

齢ではなく負担能力（所得と資産）によって負担割合を決める範囲を拡大すべきである」とも主張しているが、具体的な内容には踏み込まなかった。

●鴨下氏「多様な生き方に寄り添う社会保障を」

部会終了後の会見で、鴨下氏は2012年2月に大綱をまとめた社会保障・税一体改革を振り返りながら、当時の議論は「負担」と「給付」に集中していたと説明。それから7年がたち、国民生活にも変化が生じている中、「多様な生き方に寄り添うような社会保障をどうつくっていくか」が課題だとの認識を示した。

国民起点PTの中間報告では、▽ねんきん定期便の見直し▽健診受診率の向上▽介護サービス事業者の事務負担軽減—について、これまで取り組んできた内容などを説明している。

④全労連介護ヘルパーネットは4月22日、厚生労働省記者クラブ内で、介護労働実態調査の調査結果を発表しました。新聞5社、通信社3社、テレビ局3社、雑誌1社から19人が取材に訪れました。介護労働実態調査は、施設・居宅介護支援事業所と、訪問介護に分けて、2018年10月1日から2019年1月31日まで取り組まれ、それぞれ3920人、1897人分の調査票が集まりました。（ヘルパーネットニュースNo.5参照）

⑤東京で憲法集会 9条改憲許すな 6万5000人

日本国憲法が施行されて72年となる3日、安倍政権による9条改憲に反対する集会やパレードが全国各地で行われました。東京都江東区で開かれた「平和といのちと人権を！ 5・3憲法集会」（主催＝同実行委）には、過去最高となる6万5000人（主催者発表）が参加。著名人や4野党1会派の党首らがスピーチし、「安倍政権による改憲発議を許さず、憲法を守ろう」と訴えました。

会場の東京臨海広域防災公園には、メインステージ開会の数時間前から人々が訪れ、「9条改憲NO」「許すな！改憲発議」「まもれ！沖縄の民意」「安倍政権退陣」と書かれた色鮮やかなプラカードを高く掲げ、アピールしました。

主催者あいさつした高田健さん（総がかり行動実行委員会共同代表）は、安倍政権の改憲策動を私たちの運動ではね返してきたと強調。「市民と野党の共同の力で今国会での改憲発議を阻止し、参院選で改憲勢力を打ち倒そう」と呼びかけました。

4氏のゲストスピーカーや安倍政治とたたかう市民らが発言。作詞家の湯川れい子さんは、「戦争経験者として、憲法9条を守るために残りの人生をかけたい。憲法に自衛隊を書き込むという、インチキを許してはいけません」。

『辺野古』県民投票の会」代表の元山仁士郎さんは、米軍新基地建設反対の圧倒的な県民の民意は示されたが工事は止まっていないと訴え。「民主主義とはいったい何なのか。憲法に書かれている、一人ひとりが尊重される社会をつくりましょう」と語りました。

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」の広渡清吾さん（東京

大学名誉教授)は、「市民は、安倍政権に代わる政権を求めています。日本国憲法こそ、私たちがめざす新しい政治の選択肢を導くものです」とのべました。

子どもを連れた参加者が目立ちました。2歳の娘を連れて、東京都江東区から参加した女性(36)は、「国会を軽視する安倍政権に、憲法を変えてほしくありません。憲法に書かれているような、誰もが安心して暮らせる社会にしたい」と話しました。

集会では、日本共産党の志位和夫委員長とともに、立憲民主党の枝野幸男代表、国民民主党の玉木雄一郎代表、社民党の又市征治党首、参院会派「沖縄の風」の伊波洋一議員が壇上で勢ぞろいし、安倍9条改憲を阻止し、「市民と野党の共闘」で安倍政権を倒そうと次々に決意を訴えました。衆院会派「社会保障を立て直す国民会議」、玉城デニー沖縄県知事がメッセージを寄せました。(赤旗 5/4)

【報告事項】

- 3月 27日(水) 東京弁護士会人権擁護委員会
「滞納・差押問題」研修会
- 29日(金) 後期高齢者医療費定額負担原則2割化に反対する署名行動打ち合わせ
- 4月 1日(月) 消費税10%ストップ いっせい宣伝行動
2日(火) 滞納・差し押さえ処分対策全国会議打ち合わせ
3日(水) 第8回運営委員会
国保、介護・障害者部会
定例国会行動
- 7日(日) いっせい地方選挙前半戦投票日
- 8日(月) 九州・沖縄ブロック会議
- 9日(火) 社会保障誌編集委員会
- 10日(水) 日本医労連懇談
- 11日(木) **25条共同行動実行委員会事務局会議**
宮城・多賀城市訪問(別紙参照)
- 17日(水) 定例国会行動
地域医療を守る集会実行委員会(別紙参照)
- 22日(月) **いのち・医療・社会保障を守る国民集会(別紙参照)**
- 23日(火) 第10回代表委員会
- 24日(水) 消費税廃止各界連宣伝行動
介護全国交流集会実行委員会
- 26日(金) 東海ブロック会議
- 5月 1日(水) 第90回統一メーデー
メーデー宣伝行動
参加 民医連2 全生連2 自治労連1 全商連1
日本高齢期運動連絡会1 事務局4
署名集約 86筆

- 3日(金) 5・3憲法集会～中央集会に65000人参加
各地で開催
- 8日(水) 第9回運営委員会 懇親会
国保部会

【協議事項】

(1) 当面するたたかい～全国総会に向けて (方針素案参照)

①全国総会(8月3日)を結節点に、中央団体・県社保協の結集を高め、2019年秋のたたかいを基礎に次の大きなうねりをつくる。

ア、総会議案、組織拡大方針案論議などを通じて、中央団体、都道府県社保協の意見集約、意思統一を基礎に

イ、いのちまもる集会実行委員会等との意思一致を深め、秋のたたかいからその後の来春に向けて社会保障拡充大運動へのうねりへつなげる

※社保協としても今後の運動・たたかいのイメージを持ちつつ、特に医労連をはじめとした医療関係団体との議論、合意形成に努力する。

※イメージ：今秋の取り組みに向けて集会だけにこだわらない統一的な運動の一致点をつくりだし、11月以降につなげるよう検討する

(構想案)

1、9月に、リニューアル25条署名スタート集会

全労連・民医連・社保協の懇談

社会保障絵各分野からの団体、労働組合の参加を呼び掛ける

2、10-11月を社会保障強化月間(11月は介護月間も)

・ 「憲法25条を守り、活かそう」(仮)を統一スローガンに掲げ、賛同を呼びかけ、中央・地域での各集会、行動、学習会等を集約

・ 10月17日「憲法いのち社会保障まもる」国民集会(日比谷野音)
→(4月実行委員会にて日程、会場は確定)

・ 10月下旬 年金一揆(仮称)を予定

3、年末をめどに、社会保障各団体の運動交流集会

4、来春に統一行動、集会を検討

②総会議案作成

スケジュール

4月代表委員会(4月下旬)⇒素案

5月運営委員会(5/8)⇒素案

代表委員会(5/26)⇒第一次案

6月運営委員会(6/5)⇒第一次案

※全ブロック会議での意見集約を

現在、6/10北海道東北、6/11四国、6/12近畿、

6/15 九沖、6/17 北信越、6/21 東海

関東甲、中国は日程検討中→中国 B については、広島県社保協・広島県民医連との懇談を予定している。

代表委員会(6月下旬)

7月運営委員会(7/3)

※加盟団体へ議案送付(7月中旬)

総会前代表委員会(7月下旬)で確定

③組織拡大強化方針案の論議～組織財政検討委員会

委員会論議のテンポ…総会で「決定案」を出せるか、「討議案(中間報告)」として議論継続を呼びかけるか

5月 組織財政検討委員会(5月13日に開催)

⇒代表委員会(5月下旬)

6月 6/5運営委員会⇒全ブロック会議⇒組織財政委員会⇒代表委員会(6月下旬)

7月 7/3運営委員会⇒組織財政委員会⇒代表委員会(7月下旬)

④中央団体〔特に労組関係〕へのオルグ・懇談を

関係を強化したい労組中心に、加盟組織をはじめ全労連の力を借りて懇談を検討する。

※国公労連、建交労、生協労連、全農協労連、新聞労連、出版労連、全港湾等、労組以外の団体との懇談についても代表委員に要請し検討する

※社保学校参加要請、社保誌購読要請、介護電話相談等の呼びかけを検討すると、5月に要請行動の検討が必要か。

⑤新25条署名のリニューアルの論議

(署名案)

・予定される各制度改善署名

消費税10%反対署名

介護改善署名

後期高齢者2割負担化反対署名

若者も高齢者も安心できる年金署名

保育改善署名

医労連・看護師大幅増員署名

保団連・国民負担増に反対する署名

新婦人・社会保障制度改善、諸要求署名

障全教

きょうされん

※改めて「署名案」を事務局より示しての議論を行うこととした。

⑥予算・会計関係

2018年度決算準備、
2019年度予算案作成

⑦役員体制

例年通りに、現役員団体に継続しての選出を要請する。
代表委員会で新たな要請等については検討する。
中国ブロックからの運営委員選出をめざす。

(2)消費税10%増税阻止のたたかいと署名の取り扱いについて

- ① 消費税10%増税ネットワーク賛同の拡大とネットワークが提起する消費税10%増税反対署名に共同し、署名データを発信、ネットワークの宣伝行動等に共同し結集します。社保協としても、「消費税10%中止」の学習会、宣伝行動等を企画し、地域での共同を広げます。

→前回提出行動時には約15万筆を提出、現在14地域でネットワークが結成され、直近では大阪、愛知で結成予定。

② 主な行動～チラシ等参照

5月17日(金) 渋谷宣伝行動

渋谷駅モアイ像前

17時～パブリックビューイング

24日(金) 「消費税 いま上げるべきではない」5・24中央集会

13時～ 日比谷野音

※集会後パレード

6月12日(水) 消費税10%ストップ!6・12署名提出集会

日時 6月12日(水) 11時～12時頃

場所 衆議院第一議員会館 大会議室

(3) 第198通常国会と定例会国会行動等について

第198通常国会の定例会国会行動(国民大運動実行委、安保破棄中央実行委との3者共同)に、これまで通り隔週水曜日に取り組むと同時に、署名提出行動等を共同し、総がかり行動実行委等が計画する国会行動に共同します。

①定例会国会行動について

5月15日、29日(社保協行動提起 山口)、6月12日(社保協主催者あいさつ 住江先生)26日(予定)

②中央社保協国会行動

5月22日(水) 署名(25条署名、介護署名)提出行動

※全労連、民医連、東京社保協、高齢期運動連絡会と共同

会場～参議院議員会館講堂

- ・日時 5月22日(水) 10時半～15時(予定)
- ・場所 参議院議員会館講堂
- ・主催 中央社保協、東京社保協、全労連、民医連、高齢期運動連絡会
- ・内容 10時開場 入館証渡し(社保協)
進行(社保協)
10:30 開会(高齢期運動連絡会)
10:40 学習講演
「消費税増税ストップと医療改悪(仮)」
講師 本田宏先生
11:40 質疑
50 講演終了 休憩
12:00 署名提出行動 進行(社保協)
国会議員あいさつ(随時挨拶)
署名提出
※3団体からそれぞれ提出者を
参加者発言(東京社保協、高齢期運動連絡会、全労連、
民医連など)
議員要請行動説明(民医連・堀岡)
※各団体、社保協ごとにそれぞれで要請
13:00 閉会(全労連)
※昼食をはさんで、国会議員要請行動
※行動報告書を提出して流れ解散
議員会館ごとに人を配置し報告書を受け取る
衆議院第一議員会館(社保協)
第二議員会館(民医連)
参議院議員会館(全労連)
15:00 終了予定

- 提出行動への参加について、国会議員回りを15日(水)の定例国会行動日に計画予定。
- 当日の議員要請行動については、各団体・県社保協にて計画をし、要請先の重なりがあっても良いとの確認を行った。また、神奈川県は大運動実行委員会での要請行動に結集する。

(4) 年金裁判、生活保護裁判

- ① 年金減額反対違憲訴訟～札幌地裁は全国で初の判決(年金者組合声明参照)
請求は却下され、引き続き控訴してたたかうことを年金者組合は表明。全国39地裁(札幌含む)で引き続き奮闘。年金者組内に「推進本部」を設置するとともに、全国弁護士会議が結成される見通し。5月8日には大阪地

裁で証人尋問が行われ、井上英夫先生、鎌唐先生、菊池奈良県社保協事務局長などが予定されている。全国的には陳述書提出に取り組む。

中央社保協としては、①裁判闘争を支援する②年金問題についての学習運動を推進する③全労連・年金者組合などとの連携を進め国民的な運動へ広げて行くことを確認した。

尚、札幌地裁判決のポイントについて寺越運営委員から説明があった。

- ② 生活保護裁判～4月24日に衆院厚労労働委員会で高橋千鶴子衆院議員の質疑で、生保裁判に関わる重要な答弁がありました。前回の生保基準引き下げの理由の根拠となった消費者物価指数の統計で、調査方法が違うものを用いて比較していることを「一般論としては適切ではないと言える」と、総務省の部長が答弁しています。(議事録参照)

(5) 国保部会の報告

① 5/8 国保部会からの報告要旨

- ✓ 全国総会(8/3)に「運動の進め方(仮)」の提案をめざす
18年度と19年度の国保料比較表の作成〔6-7月〕
社会保障としての国保
労働組合との共同強化を目指す など
- ✓ 運営委員会での意見交換
 - ・ 国保改善のたたかひの具体化が必要、統一署名はできないか。
 - ・ 知事会の提言を踏まえた運動の構築が必要
 - ・ 保険種別で保険料や給付に違いがあることがおかしいことの認識を広げる。傷病手当がないなど。
 - ・ 東京では統一地方選挙で国保アンケートを候補者に行い約200人からの回答があった。国保料が高いことの認識は一致していた。
東京民医連 HP
<https://www.tokyominiren.gr.jp/senkyo/2019kohosya.html>

② 滞納処分対策全国会議総会、学習集会、滞納機構申し入れ

- ✓ 日程・6月2日(日) 総会・学習講演
 - 13:00 総会(～13:30)
 - 14:00 集会(～17:00)
 - 17:30 懇親会

内容 茨城現地報告・事例報告(現地:40)
被害実態報告(被害者本人:10)
特別報告(野洲市納税推進課 牧課長:80)
滞納処分対策会議報告(佐藤弁護士:30)
閉会(角谷税理士:5)
- ✓ 場所・弁護士法人「茨城の大地」事務所4階

茨城県水戸市白梅3丁目9-7 白梅ビル2階

- ✓ 6月3日(月) 茨城滞納機構申し入れ
10時～ 茨城県庁

(6) 第47回中央社保学校(石川)について
北陸3県社保協による第6回現地実行委員会 5月11日に開催予定。
チラシ参照
現地訪問活動を計画(5月29～30日)

(7) 当面の宣伝行動

①社会保障拡充「4」の日宣伝行動

- ・日時 5月14日(火) 12時～13時 ※11時から介護宣伝行動
- ・場所 巢鴨駅前

②消費税廃止各界連「消費税10%中止」宣伝行動

③「25日行動」宣伝行動

- ・日時 6月25日(火) 12時 - 13時
- ・場所 御茶ノ水駅前

(8) その他

①団体報告

②今後の主な日程

- 5月 8日 運営委員会
国保部会
- 11日 第47回社保学校現地実行委員会
- 14日 介護宣伝(11時)
社会保障拡充宣伝(12時) ※巢鴨駅前
- 15日 定例国会行動
国会議員要請行動
- 17日 25条共同行動実行委員会
全労連社保闘争本部
消費税ネットワーク渋谷宣伝行動
- 18日 神奈川県社保協総会
埼玉・富士見市社保協総会
- 22日 署名提出国会行動
- 24日 消費税ネットワーク全国集会 デモ
- 27日 代表委員会

- 29日 定例国会行動
第47回社保学校 現地オルグ(～30日)
- 6月 2日 滞納処分対策会議全国総会 同学習集会
3日 滞納処分対策会議茨城滞納機構申し入れ
5日 第10回運営委員会
- ③次回日程 6月5日(水) 13時半～ 日本医療労働会館会議室

「介護をよくする東京の会」第10期 第2回事務局会議報告

日時：2019年4月26日（金）15：00～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、寺田（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、芝宮（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、第1回事務局会議報告を確認した。

2、情勢報告

<略>

3、各団体等の報告

民医連）3/20に国会行動（署名提出）を実施。今後、5/13に巣鴨駅で介護宣伝を実施
自治労連）3/9に大会実施。2019年予算分析発行。

4、協議事項

1) 介護交流集会・総会の会計報告を確認した。

2) 今後の取り組みについて検討した。

今後の体制、総会方針の具体化、介護交流集会の検討、ニュース発行など。

3) 今後の日程を確認した。

6月14日（金） 巣鴨駅宣伝 12時～ 13時 巣鴨駅

次回日程：5月30日（木）14：00～ 自治労連会議室

生活保護の切り下げ は許されません



切り下げ撤回

新生存権裁判第3回口頭弁論

日時：2019年5月15日（水）14時30分開廷

場所：東京地方裁判所103号法廷

▶傍聴券が抽選の場合があります。なるべく早くお越しください。

▶終了後、報告集会を予定しています。

※衆議院第2議員会館の第7会議室で行います。

▶法廷内では、拍手や応援はご遠慮ください。

皆様がいるだけで心強い応援となります！

2名の原告が意見陳述を行います！
弁護士が「デフレ調整」の欺瞞を暴
きます！



裁判の概要

国(安倍政権)が2013年から3回にわたり行った生活保護基準の引き下げ(最大10%)は、生存権を侵害するとして、56名の生活保護利用者が引き下げの取消しと慰謝料を求めて、訴訟をしています。

主な争点としては、デフレ(物価)調整があります。毎年、物価を考慮して生活保護基準を変えているにもかかわらず、国はデフレを理由に引下げを強行しました。これは二重に物価を考慮したもので許されません。例えるなら、味の整った料理に大量の塩を加えるようなものです。

現在、裁判ではこの点の追及が行われています。

■ 前回(2月6日)のおさらい

前回は、原告2人の陳述と弁護士の意見陳述を行いました。

国は、生活保護引き下げの根拠について回答できず、裁判長から「私が原告だったらこんなのでは反論も出せない。」と国を厳しく追及する場面もありました。



今後の予定

第4回口頭弁論：9月4日(水)14時30分

第5回口頭弁論：11月6日(水)11時30分

毎回の期日、皆様のご支援で傍聴席は満席です。今後もより多くの支援が必要です。引き続き多くの支援をお願いします！

第58回2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会運営委員会報告

東京労働会館4F 自治労連会議室

出席＝曾澤立示(革新都政の会)、市川隆夫(臨海都民連)、市橋博(障都連)、小林良雄(新建)、
椎橋みさ子(東京自治労連)、末延渥史(個人)、藤野章子(都議団)、萩原純一(スポーツ連盟)

1 この間のオリパラ都民の会活動とオリパラの動き

3/22 土地投げ売り問題のIOCへの書簡送信

3/23 スポーツ科学研究所シンポジウム

5/16 第6回口頭弁論(15:00～、419号法廷)

- 週刊文春最新号に、選手村の投げ売り問題(第二の森友)が掲載されている。
- アエラでは、選手村後のマンションをPR
- 選手村は、民間業者の競争の原則を無視して、独占的に業者を選定しているのは問題。
- 大会のスポンサー企業が、独占的に関連事業を請け負っている。そして、秘匿義務として金額が公表されないまま、進んでいる。
- パソコンでチケットを買うというシステムでは、対応できない人が出てくる。
- 競技時間について、見る側の権利が無視されている。
- 早朝や夜間の大会では、選手のコンディションづくりに問題があるのではないか。
- 国立もデッキが出来て、一層圧迫感が出ている。

2 大会1年前の時点でシンポジウム開催

*7月27日(土)13時～

*会場未定

*シンポジウムの内容の検討。

「持続可能なオリンピックに」

「世界の平和と友好の祭典に」

「メダルの獲得競争にならないオリンピックへ」

「バリアフリーが広がるオリンピック」etc

- 会場が確保できていない。
- 品川区の中小企業センターレクホールが5月1日抽選(03-2787-3041)
- 中野生協会館会議室(110名)5月7日9時から受付(03-3383-7800)
- 以下シンポジウムのテーマ関係
- 大会経費関係⇒都議団
- 税金の使われ方⇒都議団
- 競技時間はアスリートファースト、市民ファーストになっているか⇒
- 大会後の競技施設が市民の有効な施設として使われるのか。⇒スポーツ連盟
- 大会のチケット販売の裏側⇒富士国際
- 五輪を利用して社会をどのように変えようとしているのか⇒
- 6月15日のバスツアーをDVDで紹介する。
- 会場のあてがある団体は、ご一報ください。

3 大会1年前の競技施設視察バスツアー

* 6月15日(土) * 参加費2500円

* 臨海都民連と共催 * 45人集める

- 参加希望者を募って頂き、早めに参加者名をお知らせください。

4 その他

* オリパラ都民の会2019年度分の分担金の納入のお願い。

* 新日本スポーツ連盟がIOCに反核平和マラソンへのメッセージの依頼文書送信予定

- プレ大会が始まるなど、全施設で、ハードの整備からソフトの整備にシフトしている。
- チケットが旅行会社に買い占められて、宿泊パックで販売されたら、競技場の近くの人もホテルに宿泊するのか。

次回オリパラ都民の会運営委員会

2019年5月23日(木) 13時00分より 東京労働会館 5F 地評会議室

生活保護法改正要綱案（改訂版）

2019年（平成31年）2月14日

日本弁護士連合会

はじめに

当連合会は、2006年10月の第49回人権擁護大会における「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」を踏まえ、2008年11月18日、生活保護法改正要綱案（以下「第一次案」という。）を公表してきたが、今般、この間の情勢の変化を踏まえ、改めて生活保護法改正要綱案（改訂版）を公表する。

本要綱案には、5つの柱がある。それは、「①権利性の明確化」、「②水際作戦を不可能にする制度的保障」、「③保護基準の決定に対する民主的コントロール」、「④一歩手前の生活困窮層に対する積極的な支援の実現」、「⑤ケースワーカーの増員と専門性の確保」であり、これら5つが緊急に改正を要するポイントである。

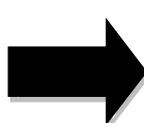
1 権利性の明確化

1-1 法律の名称変更

現行 生活保護法

改正 生活保障法（健康で文化的な最低限度の生活の保障に関する法律）

1-2 用語の置き換え

現 行		改 正
被保護者		利用者
要保護者		要保障者
保護		生活保障給付
保護金品		給付金品
扶助		給付
生業扶助		自立支援給付

【趣旨・解説】

生活保護制度は、憲法25条の生存権保障を具体化したものであるにもかかわらず、「保護」という用語が、利用者にはスティグマ（世間から押し付けられた恥や負い目の烙印）を与え、制度を運用する公務員には「保護を与えてやっている」との

誤った意識を生んでいる。

そこで、法改正によって、法の名称を「生活保障法」と改めるとともに¹、「被保護者」を「利用者」と言い替えるなど用語を改め、生活保護は恩恵として与えられるものではなく、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条を具体化した権利であることを明確にする²。

2 水際作戦を不可能にする制度的保障

「水際作戦」とは、困窮状態で福祉事務所に来た人に対し、保護の申請をさせずに追い返してしまう対応のことをいう。現在の生活保護行政では、いまだに「水際作戦」が行われており、正当な保護利用要件のある人に対して申請を断念させる機能を果たしている。

このような被害にあった要保護者に対する個別救済には限界があり、「水際作戦」を根絶するためには、これを不可能にする制度的保障を設ける法改正を行うことが最も有効である。

そこで、現行7条及び24条の各条について次のとおり改正を加えることを提案する。

(1) 申請権の制度的保障

2-1-1 申請権侵害の禁止

生活保障給付の実施機関は、生活保障給付の開始及び変更を申請する権利を侵害してはならない。 [改正7条2項(新設)]

【趣旨・解説】

申請が権利であり、これを侵害してはならないことを明記する条文を新設する。

2-1-2 申請書式の備え置き

生活保障給付の実施機関は、何人も自由に手に取ることができる場所に生活保障法別表の申請書参考書式を備え置かなければならない。 [改正7条3項(新設)]

【趣旨・解説】

簡明な申請書の参考書式を備え置くことを義務付け、申請を促進する。

¹ 現行生活保護法制提示におけるGHQ折衝での厚生省案の英文は「Daily Life Security Law」であったが、「生活保障法」では権利が強調され過ぎるので和文では「生活保護法」と使い分けられたという(副田義也「生活保護制度の社会史」東京大学出版会21頁)。

² 諸外国の公的扶助の名称は、所得補助・ユニバーサルクレジット等(イギリス)、積極的連帯所得等(フランス)、社会扶助・求職者基礎保障(ドイツ)、社会サービス法に基づく経済的援助(スウェーデン)、国民基礎生活保障(韓国)などとなっている(山田篤裕等編「最低生活保障と社会扶助基準—先進8ヶ国における決定方式と参照目標」明石書店)。

2-1-3 書面又は口頭の申請

生活保障給付の開始の申請は、書面又は口頭で行うものとする。

[改正24条1項(新設)]

【趣旨・解説】

申請が非要式行為であることを明記する。

現行規定でも申請は要式行為とはされていないが、生活保護法施行規則(以下「施行規則」という。)2条等を根拠として、書面でなければ申請を行い得ないとの誤った説明をする実施機関が見受けられる。そのため、申請が口頭でもできることを明記する。

2-1-4 口頭申請の場合の調書作成義務

生活保障給付の実施機関は、口頭による申請が到達したときは調書を作らなければならない。

[改正24条2項(新設)]

【趣旨・解説】

口頭による申請の有無が後日争われないよう、口頭による申請があったときには、実施機関において調書を作成することとする(告訴・告発に関する刑事訴訟法241条を参考とした。)

2-1-5 到達主義の明記

生活保障給付の実施機関は、保護の開始の申請が保護の実施機関に到達したときは、遅滞なく保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。

[改正24条3項(修正)]

【趣旨・解説】

現行24条3項の用語を行政手続法7条と整合させ、申請が「到達」したときは実施機関に義務が生じるものとする。

現行法では「開始の申請があったときは」となっているが、申請が「受理」されなければ実施機関に調査の義務がないかのごとき認識が国民、ときには福祉事務所職員の間にも浸透していることが、いわゆる「水際作戦」の原因となっている。そこで、実施機関には、申請を受理するかしないかを選択する裁量の余地がないことを明確にするため、行政手続法7条と用語を整合させ、「到達」の語を用いた。

(2) 実施機関の広報・教示義務、説明請求権の明記

2-2-1 国及び地方公共団体の広報義務

国及び地方公共団体は、何人に対しても保障されている生活保障給付を周知徹底し、その利用を促進するために、必要かつ十分な広報を実施しなければならない。

[改正7条6項(新設)]

【趣旨・解説】

生活保護制度において、申請主義の原則が自己決定権として正当なものであるためには、権利者が制度を十分に知っていることが前提とならなければならない。

それゆえ、国や地方公共団体に対し、生活保護制度に関する広報を実施すべき義務を規定することが必要である。

2-2-2 実施機関の教示・援助義務

生活保障給付の実施機関は、何人に対しても、相談を受けたときは、当該相談者が必要とする生活保障給付の内容及び申請手続を教示し、必要な援助を行わなければならない。

[改正7条7項(新設)]

2-2-3 説明請求権

何人も、国及び生活保障給付の実施機関に対し、自ら利用可能な生活保障制度に関する説明を求める権利を有する。

[改正7条8項(新設)]

【趣旨・解説】

実施機関の「教示・援助義務」と実施機関等に対する説明請求権を規定することによって、全ての者が生活保護給付の利用から疎外されることのないようにしようとするものである。

この点、第一次案の公表後、いわゆる「水際作戦」の違法性が争われた訴訟において、行政機関の教示義務違反を認める裁判例が多数蓄積されており³、2016年7月に施行された施行規則1条2項は、「保護の実施機関は、(略)保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならない。」と規定するに至っている⁴。

しかしながら、当連合会が2006年以来ほぼ毎年実施している、生活保護に関する全国一斉電話相談の相談内容からすると、現在の生活保護行政において、いまだに「水際作戦」が行われていることがうかがえる。

このように、「水際作戦」の解消には至っておらず、上記施行規則1条2項は「申請者が申請する意思を表明しているとき」の援助義務を規定するにとどまることか

³ ①東京高裁平成22年2月18日判決(判時2111号12頁)、②福岡地裁小倉支部平成23年3月29日判決(賃社1547号42頁)、③さいたま地裁平成25年2月20日判決(賃社1585号52頁)、④神戸地裁平成25年3月22日判決(賃社1590号54頁)、⑤大阪地裁平成25年10月31日判決(賃社1603・1604号81頁)、⑥大阪高裁平成26年11月27日判決(判時2247号32頁)等。ただし、①は障害年金、⑥は特別児童扶養手当に関する裁判例である。

⁴ 第一次案では、ドイツの社会法典(SGB)において、教示義務や説明義務、説明を求める権利が法定されていることを指摘したが、2014年12月には、韓国でも、「社会保障給与の利用・提供及び受給権者の発掘に関する法律」が制定され、保障機関の情報提供・広報義務が定められている。

らすれば、実施機関の教示・援助義務や、生活保護を利用しようとする者が実施機関に説明を求める権利を法律に明記する必要性は、より一層高まっている。

(3) 「水際作戦」を誘発・助長する可能性のある規定の削除

2-3

現行生活保護法24条1項、2項及び8項、並びに、同法28条及び29条の扶養義務者に対する調査権限を強化した部分については、削除する。

【趣旨・解説】

2013年12月6日、「生活保護法の一部を改正する法律」が成立し、保護の開始を申請する者に申請書の提出や書類の添付を義務付ける規定や、保護開始決定前の扶養義務者への通知を義務付ける規定が新設され(同法24条1項、2項、8項)、扶養義務者に対する調査権限が強化された(同法28条、29条)。

当連合会は、かかる法律が成立する前の改正案に対し、①違法な「水際作戦」を合法化し、生存権保障(憲法25条)を空文化させるとともに、②保護申請に対する一層の萎縮的効果を及ぼすものとして、繰り返し反対の意思を表明し⁵、法案の審議過程においても「水際作戦」を助長するのではないかが議論された。その結果、法24条の条文には一定の修正が加えられ、同年11月12日の参議院厚生労働委員会附帯決議では、「いわゆる『水際作戦』はあってはならないことを、地方自治体に周知徹底すること」とされ、扶養義務者に対する調査の範囲を限定する施行規則2条、3条が規定される等した。

しかしながら、前記のとおりいまだ「水際作戦」の解消には至っておらず、かかる法改正による法文が一人歩きして違法な「水際作戦」を誘発・助長する可能性は、なお残る。

したがって、改正された法24条1項、2項及び8項、並びに、法28条及び29条の扶養義務者に対する調査権限を強化した部分については、削除すべきである。

(4) 捕捉率の調査・向上等に関する規定の新設

2-4-1 捕捉率の調査・向上義務

厚生労働大臣は、生活保障給付の利用要件を満たす者が漏れなく利用することができるよう、生活保障給付の全国及び地域別の捕捉率(生活保障給付の利用要件を満たす者のうち現実に利用している者が占める割合)を定期的に調査のうえ公表し、捕捉率の向上に努めなければならない。 [改正7条4項(新設)]

⁵ 当連合会2013年5月17日付け「生活保護の利用を妨げる『生活保護法の一部を改正する法律案』の廃案を求める緊急会長声明」、同年10月17日付け「改めて生活保護法改正案の廃案を求める会長声明」、同年12月6日付け「改正生活保護法の早期見直し等を求める会長声明」、2014年3月18日付け「生活保護法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見」。

2-4-2 国及び地方公共団体の啓発・教育義務

国及び地方公共団体は、生活保障給付の利用者に対する偏見及び差別を解消するため、啓発及び教育に努めなければならない。 [改正7条5項（新設）]

【趣旨・解説】

我が国は、生活保護の利用要件を満たす者のうち実際に利用している者の割合（捕捉率）が先進諸国に比べて非常に低いと言われている⁶。その背景には、生活保護制度に対する誤解や偏見があると考えられるが、特に2012年春からは、生活保護制度に関連したバッシング報道が過熱し、報道機関のみならず、国会議員が公然と関係者の個人名等を挙げ批判に及ぶ事態も生じた⁷。

生活保護制度が憲法25条の生存権保障を具体化した制度であることからすれば、国は、利用要件を満たす者が漏れなく利用できるように、制度を周知することはもちろん、誤解や偏見を解消するための啓発や教育を行わなければならない⁸。

また、厚生労働省は、2010年4月に「生活保護基準未満の低所得世帯の推計について」を初めて公表し、2018年5月、その後の年次推移を公表した。本来は、定期的にこうした数値が国全体のみならず地域別にも公表され、捕捉率の向上が図られなければならない⁹。

3 保護基準の決定に対する民主的コントロール

(1) 保護基準の決定に対する民主的コントロール等

3-1-1 国会による保護基準の設定

生活保障給付は、生活保障法別表の「生活保障給付の基準」に基づき、要保障者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

[改正8条1項（修正）]

【趣旨・解説】

⁶ 厚生労働省が2018年11月に公表した生活保護基準以下の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合の国民生活基礎調査に基づく推計では、所得のみの判定で22.6%、資産を考慮した場合で43.3%であった。

⁷ 当連合会2012年6月14日付け「生活保護制度に関する冷静な報道と慎重な議論を求める会長声明」

⁸ 当連合会は、2014年6月19日付け「生活保護の捕捉率を高め、憲法25条による生存権保障を実質化するための国の施策に関する意見書」において、生活保護利用者に対するスティグマ（世間から押し付けられた恥や負い目の烙印）を解消するため十分な広報や教育を行うことを求めている。

⁹ 第49回人権擁護大会決議第1の3（1）でも、「捕捉率等の貧困調査の義務付け」の法定を求めている。

生活保護法 8 条 1 項は、保護の基準は厚生労働大臣が定めるものとしている。

しかし、210 万人近くの生活保護利用者¹⁰の健康で文化的な最低限度の生活を保障する基準は、厚生労働大臣の判断で定められるべきではなく、選挙で選出された国会議員で構成され、民主的コントロールが及ぶ国会が定めるべきである。

生活扶助以下 8 種類の保護の基準の全部を法律の別表に掲げる方法については、手続的に困難な方法ではなく、事務的には最も成り立ちやすい方法と言える¹¹。

3-1-2

第 1 項の基準は、要保障者の年齢別、世帯構成別、所在地域別その他生活保障給付の種類に応じて必要な事情を考慮した健康で文化的な最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなければならない。 [改正 8 条 5 項 (修正)]

【趣旨・解説】

旧生活保護法 10 条 1 項は、「保護は、生活に必要な限度をこえることができない。」と規定していた。

これに対し、現行生活保護法は、憲法 25 条による生存権保障を具体化する観点から制定されたものである。同法 3 条は「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と規定し、保護の基準について定める 8 条 2 項に、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの……でなければならない」との文言を追加している。その趣旨としては、国民生活の最低水準線を画するのが保護基準の本旨であり、それは要保護者の最低生活を維持するための需要の大きさを測定する“ものさし”であって¹²、保護基準の機能が、保障される生活水準の「下限」を画し、健康で文化的な最低限度の生活の需要を確実に満たすことを保障する点にあることは明らかである。この趣旨を明確にするため、旧法の残滓である「これをこえないものでなければならない」との文言は削除されるべきである。

なお、現行法上、考慮要素の一つとされている「性別」による保護基準の格差は、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准した 1985 年以降、完全に解消されているので¹³、文言を削除した。

(2) 専門的知見との整合性や再検証可能性の確保

¹⁰ 厚生労働省「生活保護の被保護者調査（平成 30 年 11 月分）概数」

¹¹ 小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」中央社会福祉協議会 168 頁（三）。

¹² 高橋三男「生活保護拾遺（その十一）—新法法案の条文をめぐる思い出のいくつか—」（「生活と福祉」第 317 号 22 頁）

¹³ 厚生省社会局保護課「=特集=昭和 60 年度の生活保護」（「生活と福祉」第 349 号 3 頁）

3-2-1 生活保障給付審議会

前項の基準は、国会が生活保障給付審議会¹⁴の調査審議を求め、その意見を聴いて改定するものとする。 [改正8条2項(新設)]

3-2-2

本条第2項による改定は、統計等の客観的数値等との合理的関連性の有無について再検証を可能とする方法によるものでなければならない。[改正8条4項(新設)]

【趣旨・解説】

第一次案公表時、厚生労働大臣は、2006年4月に老齢加算を廃止し、2009年4月に母子加算も廃止することを決めていたが、その後、生活保護基準をめぐる目まぐるしい動きがある。

すなわち、母子加算については、2009年12月に復活されたものの、2013年8月から2015年4月まで3回に分けて、生活扶助基準は平均6.5%、最大10%引き下げられた。2015年には、住宅扶助基準が引き下げられた上、冬季加算も削減された。そして、2018年10月から2020年10月まで3回に分けて、生活扶助基準が平均1.8%、最大5%引き下げられ、母子加算や、3歳未満の児童養育加算も削減される予定である。

その一方、老齢加算削減の違法性が争われた訴訟において、最高裁第二小法廷平成24年4月2日判決は、厚生労働大臣の裁量判断には「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性が認められなければならない」と判示した。

しかし、厚生労働省は、2013年からの生活扶助基準引下げに際し、社会保障審議会・生活保護基準部会に諮ることなく、物価動向の勘案という生活扶助基準改定方式の根本的な転換を行った¹⁵。しかも、そこで採用された「生活扶助相当CPI（消費者物価指数）」は、総務省統計局が作成する消費者物価指数とは異なり、生活保護利用世帯の消費実態から大きく乖離した厚生労働省が独自に作成した指数であって、学識経験者の専門的知見を軽視する姿勢が顕著である¹⁶。また、その判断過程はブラックボックスであって国民に開示されておらず、透明性は全く確保され

¹⁴ 学識経験者による専門的な検討機関を仮に「生活保障給付審議会」とした。

¹⁵ 1984年から採用されている現行の生活扶助基準改定方式である「水準均衡方式」は、生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達したことから、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整を図る方式である。具体的には、政府経済見通しにおける個人消費の伸びに準拠して翌年度の改定率を算定し、個人消費の伸びに関する指標の実績値との調整を図ってきたものであり、物価動向を勘案したことは一度もなかった。仮に、物価の考慮という大きな方式変更を行うのであれば、どのように考慮するのかについての専門的検討が不可欠であった。

¹⁶ 当連合会2013年3月26日付け「平成25年度予算案で示された生活保護基準の大幅引下げに強く反対する会長声明」

ていない¹⁷。

また、国会が保護基準設定権限を持つこととしても、生活保護基準は、「ナショナル・ミニマム（国家的最低限）」として、我が国の健康で文化的な最低限度の生活を画する重要な基準であるから、科学的根拠もなく政治的に決定されることは許されない。「飽く迄合理的な基礎資料によって算定」されることを担保するために、決定に至る手続き等を予め法律で決めておくことは当然許されるし、望ましいことと解される¹⁸。

そこで、本要綱案（改訂版）では、第一次案で提案した、保護基準の設定に国会による民主的コントロールを及ぼすことに加えて、生活保護基準を改定する場合には、国が設置する専門機関の調査審議を求めて、その意見を聴き、専門的知見との整合性や基準設定の計算過程等を再検証可能とする透明性が確保されるべきことを明記することとした。

（3）当事者の意見の反映

3-3 当事者の意見の反映

生活保障給付審議会は、前項の調査審議において、生活保障給付利用者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。 [改正8条3項（新設）]

【趣旨・解説】

上記の相次ぐ生活保護基準の引下げは、生活保護利用当事者の意見を十分に聴くことなく実行されてきた。そのため、生活保護利用者の生活実態に合わない引下げが行われてきた。また、生活保護利用者の中には障害がある者も少なくないが、障害者の権利に関する条約4条3項は、「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を関与させる。」と規定し、障害者総合支援法87条4項、障害者差別解消法6条4項は、施策に障害者やその関係者の意見を反映させる措置を講じることとしている。

そこで、こうした考え方を生活保護基準の設定に当たっても採用する必要がある。

¹⁷ ドイツ連邦憲法裁判所2010年2月9日判決は、保護基準が「首尾一貫して透明で対象に即した手続の中で」、「選択された手続とその構造原理の中で追跡理解可能な」計算を伴って算定されなければならないと判示している。

¹⁸ ドイツでは、連邦憲法裁判所の2010年2月9日付け基準額違憲判決によって行政府中心の基準額確定が否定され、立法府がその責任を全面的に負うことになったが、2011年に制定された基準額需要算出法では、単身世帯は下位15%、家族世帯は下位20%を参照世帯とすることなどが定められている（嶋田佳広「ドイツにおける扶助基準設定の新たな展開」、山田篤裕等編「最低生活保障と社会扶助基準」明石書店127頁）。

4 一歩手前の生活困窮層に対する積極的な支援の実現¹⁹

我が国では生活保護の利用世帯の収入がその世帯の最低生活費を上回ると一切生活保護の利用ができなくなる。その結果、国民健康保険料、医療費や介護費の自己負担金などの出費が一挙に増え、生活保護の一歩手前の生活困窮層が保護利用世帯よりも可処分所得が少なくなる「逆転現象」が見受けられる。

そこで、第一次案で提案したとおり、生活保護基準の少し上（10分の13²⁰）の低所得層に対し、住宅扶助・医療扶助・生業扶助に限定した部分的給付を行うことに加え、改訂版では、教育扶助についても同様とした²¹。

また、2013年12月、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を支援対象とする生活困窮者自立支援法が成立したことからすると、本項の給付を同法に位置付けることも検討の余地はある。しかし、同法における各種事業には申請権や不服申立権の保障等の権利性がないという根本的な限界があること、人員その他の実施体制が脆弱である同法に位置付けることは実務的に困難と考えられること、現行生活保護法においても生業扶助については、「困窮のため最低限度の生活を維持することができない者」だけでなく「そのおそれのある者」も給付対象とされていること（法17条）等を考慮し、改訂版においても、生活保護法に位置付けた。

(1) 教育給付

4-1-1

教育給付は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育及び高等学校等での教育に伴って必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育及び高等学校等での教育に伴って必要な通学用品

¹⁹ 第一次案においては、リーマンショック直後という当時の時代背景から、「ワーキングプアに対する積極的な支援の実現」という表現を用いていたが、生活保護の一歩手前で支援を要する生活困窮者は「ワーキングプア」に限らないため、改訂版では「一歩手前の生活困窮層」という表現を用いた。

²⁰ 学校教育法19条に基づき、小中学校生の学用品・修学旅行・学校給食・クラブ活動等の費用を給付する就学援助制度における「準要保護者」（市町村教育委員会が生活保護法6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）の基準について、「生活保護基準額に一定の係数を掛けたもの」とする自治体が72.9%で最も多く、そのうち「生活保護基準の1.2倍～1.3倍以下」と定める自治体が37%で最も多い（平成29年12月文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」平成28年度就学援助制度（準要保護認定基準の概要））。

²¹ 本提案の参考とした韓国の国民基礎生活保障法では、「教育給与（日本でいう教育扶助）」についても、「次上位階層」（公的扶助基準の少し上の階層）の単独利用を認めている。

三 学校給食その他義務教育及び高等学校等での教育に伴って必要なもの

[改正13条1項(修正)]

4-1-2

前項の「そのおそれのある者」とは、その者の属する世帯の1月当たりの収入が第8条において算定された最低生活費の10分の13を下回る場合において、その世帯に属する者とする。

[改正13条2項(新設)]

【趣旨・解説】

上述のとおり、改訂版においては、現行の教育扶助についても、生活保護基準の少し上の低所得層に対し、部分的給付を行うものとした。

また、現行法上、教育扶助の対象は、義務教育に要する費用に限定されており、2005年度からは、高等学校等の教育に要する費用（「高等学校等就学費」）が「生業扶助」として支給されているが、高等学校等（通信制含む。過年度中卒者は含まない。）への進学率が98.8%に達している今日においては、正面から「教育給付」の対象に含めるべきである²²。

(2) 住宅給付

4-2-1

住宅給付は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の確保又は維持のために必要なもの

[改正14条1項(修正)]

4-2-2

前項の「そのおそれのある者」とは、その者の属する世帯の1月当たりの収入が第8条において算定された最低生活費の10分の13を下回る場合において、その世帯に属する者とする。

[改正14条2項(新設)]

【趣旨・解説】

住宅扶助の内容としては、現在も保護の実施要領（局第7の4（1）、問第7の35等）によって、敷金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料等の支給が認められているところ、1項2号に住宅の「確保」に必要なものを加えて、これを法文上も明確にする。

(3) 医療給付

4-3-1

²² 2018年文部科学省「学校基本調査」就園率・進学率の推移

医療給付は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 (以下省略)

[改正15条1項(修正)]

4-3-2

前項の「そのおそれのある者」とは、その者の属する世帯の1月当たりの収入が第8条において算定された最低生活費の10分の13を下回る場合において、その世帯に属する者とする。

[改正15条2項(新設)]

【趣旨・解説】

「4 一歩手前の生活困窮層に対する積極的な支援の実現」冒頭で説明したとおりである。

(4) 自立支援給付

4-4-1

自立支援給付は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによって、その者の自立を直接的に支援することのできる見込のある場合に限る。

- 一 自立に必要な金品の支給又は貸与
- 二 自立に必要な就労機会又は技能習得の機会の提供
- 三 自立に必要な文化交流又は社会参加の機会の提供
- 四 移送
- 五 その他厚生労働大臣が定める自立のための各種支援

[改正17条1項(修正)]

4-4-2

前項の「そのおそれのある者」とは、その者の属する世帯の1月あたりの収入が第8条において算定された最低生活費の10分の13を下回る場合において、その世帯に属する者とする。

[改正17条2項(新設)]

【趣旨・解説】

生業扶助の内容としては、現在も、保護の実施要領によって、技能習得費（局第7の8（1））や新規就労の際の移送費（転居費用）・通勤費（同（3）等）の支給が認められている。また、ハローワークと連携するなどした就労自立に向けた支援プログラムが各地の実情に応じて取り組まれている。1項2号を「自立に必要な就労機会又は技能習得の機会の提供」とし、同項4号に「移送」を明記することによって、これを法文上も明確にする。

また、生活保護法にいう「自立」とは、経済的自立（就労自立）だけでなく、日常生活自立や社会生活自立をも含む概念として理解されており、各地の福祉事務所において、自立支援プログラムとして、社会参加や意欲喚起のためのボランティアや生きがいつくりの支援がなされている（平成20年3月厚生労働省社会・援護局保護課「自立支援の手引」等）。1項3号に「自立に必要な文化交流又は社会参加の機会の提供」を規定することで、これを法文上も明確にする。

5 ケースワーカーの増員と専門性の確保

改訂版で新たに提案する5本目の柱である。

生活保護の実施機関である福祉事務所には、「現業を行う所員」（以下「ケースワーカー」という。）と「指導監督を行う所員」（以下「査察指導員」という。）を置かなければならないとされているが（社会福祉法15条1項）、いずれの所員についても福祉専門職採用は稀であり、1人当たりの担当世帯数も非常に多い。そのため、生活困窮者の置かれた立場等を理解しない高圧的な態度で接したり、生活保護法やその実施要領等に反した説明や運用を行う職員が少なからず存在し、「水際作戦」等の違法な実務運用や保護利用世帯とのトラブルの遠因ともなっているとの指摘がある。適正な実務運用と効果的なケースワークを実現するためには、福祉事務所員の専門性を高め、人員を増員することが必要である²³。

なお、現行法上、福祉事務所員の人員配置や資格については、生活保護法ではなく社会福祉法において規定されているため、本改正要綱案では、現行法を前提として社会福祉法の改正を提案する。

(1) 人員の増員

5-1-1 ケースワーカーの法定数

現業を行う所員（ケースワーカー）1人当たりの担当世帯数を「法定数」とし、郡部で40、都市部で60とする。 [改正社会福祉法16条（修正）]

5-1-2 査察指導員の法定数

指導監督を行う所員（査察指導員）1人当たりの現業を行う所員の「法定数」を5とする。 [改正社会福祉法16条（新設）]

【趣旨・解説】

現行社会福祉法16条は、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数を郡部で65、都市部で80としているが、拘束力のない「標準数」（目安）であるため、多くの自

²³ 当連合会は、2012年11月16日付け「警察官OBの福祉事務所配置要請の撤回を求める意見書」において、ケースワーカーの専門性強化と増員を求めている。

治体で守られていない。ケースワーカーの配置標準数に対する配置状況（充足率）は全国平均で90.4%である。ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は、政令市で94.3世帯、中核市で102.3世帯に及び、都市部では1人のケースワーカーが100世帯以上を担当することも珍しくない²⁴。これでは、事務処理で一杯でケースワークには手が回らない。そこで、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数を、「法定数」として義務化する。

また、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数が郡部で65、都市部で80では、義務化したとしても十分なケースワークはできない。そこで、担当世帯数をまずは、郡部で40、都市部で60とした上、担当世帯数として適切かどうかを調査し、更に減じることが必要なときは早急に対応すべきである²⁵。

現行法にはケースワーカーの指導監督を行う所員（査察指導員）の配置基準に関する規定はなく、通達²⁶でケースワーカー7人につき査察指導員1人を配置するものとしている。現業事務を適切に指導監督できるよう、査察指導員1人当たりのケースワーカーの「法定数」を定めるべきである²⁷。

(2) 専門性の確保（社会福祉法19条関係）

5-2-1

社会福祉主事の資格について、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者を中心とし、真に社会福祉に関する専門的知識を求めるものとする。

[改正社会福祉法19条1項（修正）]

5-2-2

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、ケースワーカーに対して、採用後も社会福祉に関する専門的知識と技術の向上に必要な研修を行い、社会福祉士、

²⁴ 厚生労働省平成28年福祉事務所人員体制調査。1人当たりの担当世帯数は同調査表4から計算（標準数に80を乗じて算出した保護世帯数を配置人員で除する。）。

²⁵ ①「生活保護現業員の困難経験とその改善に関する研究」（2006年5月「厚生指針」第53号5号）では、「1人当たり担当ケース数と負担感をクロス集計すると、負担が『それ程でもない』の合計の割合は、担当ケース数が50以下では19.2%であるのに対し、それ以外のケース数では10%前後であった。『非常に負担』の割合は、担当ケース数が50以下では24.7%であるが、91以上の場合は46.1%であった。」との報告がなされている（18頁）。また、②「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業報告書」（2018年3月、一般財団法人日本総合研究所）は、「現業員からも、『職員体制等の見直し』（人員増や担当数の削減、専門職の採用、専門化や分業化等）を求める提案が数多く寄せられている。」としている（59頁）。

²⁶ 昭和26年6月4日厚生事務次官通達「社会福祉事業法の施行について」第三の二4。

²⁷ ケースワーカー1人当たりの担当世帯数が60になったとしても、現行の通達（注26）による査察指導員の配置基準（7：1）のままでは、査察指導員1人当たりの担当世帯数は420世帯に達し、適切な指導監督は困難である。

精神保健福祉士等の資格を取得する援助を行うものとする。

[改正社会福祉法 19条2項 (新設)]

【趣旨・解説】

生活保護利用者には、高齢、障害・傷病、ひとり親、依存症等の様々な困難を抱えている者が少なくない。そのため、本来、ケースワーカーという仕事は、社会福祉に関する高度な専門的知識・技術と熱意がなければ務まるものではない。

そのため、ケースワーカーは、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある社会福祉主事であればならないとされている（社会福祉法 15条6項，19条1項）。

ところが、社会福祉主事任用資格を取得するために社会福祉法 19条1項1号で履修を要求されている「社会福祉に関する科目」は、広い意味で社会福祉にかかわる科目3つ以上であり、法学、民法、行政法、経済学、経済政策、社会政策等も含まれている。つまり、福祉専門科目を全く履修していなくても大学の法学部や経済学部卒業生であれば社会福祉主事任用資格が認められ得る。このように必ずしも福祉専門性が十分にあるとは言えない者にも与えられる社会福祉主事任用資格でさえ、ケースワーカーのうち82%しか取得しておらず、少なからぬ福祉事務所が違法な状態にある。そして、ケースワーカーのうち社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得している者の割合は、それぞれ13.5%，2.4%にすぎない²⁸。そのため、ケースワーカーが福祉的配慮を欠いた対応を行い、生活保護利用者の心情を傷付けたり、無用のトラブルを生じさせたりすることも少なくないとの指摘がある²⁹。

そこで、ケースワーカーが福祉専門職であることを現実に担保する必要がある。すなわち、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の採用を積極的に進めるとともに、社会福祉主事任用資格取得のために履修を要する科目も真に福祉業務に役立つ7～8科目に増やす。また、採用後も充実した研修を行い、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格の取得もできるよう、援助を行うものとする必要がある。

以上

²⁸ 厚生労働省平成28年福祉事務所人員体制調査

²⁹ 前掲注25の①は、「所持資格と他職場への異動希望の程度をクロス集計すると、社会福祉主事のみやいずれの資格ももたない場合は、「異動したいと強く思う」割合がそれぞれ45.7%，48.0%と、社会福祉士やその他の福祉関連資格（社会福祉主事のみを除く）の所持者の約2倍となった。「異動したいとはほとんど思わない」割合は、社会福祉士資格の所持者では25.0%と、その他の者より約20ポイント高かった」としている（18頁）。また、同②は、「国家資格取得者とそれ以外の職員において業務遂行上の『違いを感じる』と回答した割合は、現業員33.2%，査察指導員43.5%，福祉事務所長41.1%を占めた。」としている（67頁）。

2019年度国保料(税)試算額と2018年度比較

試算条件：4人世帯。年齢と収入は以下の通り

①世帯主40歳代・給与収入400万円(所得266万円)、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税5万円

※昭島市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、あきる野市では子どもの均等割額の独自軽減制度を実施していますが、子どもの人数、年齢、世帯所得などの条件がありますので、試算額には反映していません。

	2019年度		2018年度		増減額 (円)	2019年度		2018年度		増減額 (円)	
	所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)	所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)		所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)	所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)		
千代田区	17.13	455,532	17.26	459,231	-3,699	町田市	14.92	396,939	14.40	383,083	13,856
中央区	18.40	489,543	18.13	482,180	7,363	小金井市	15.40	409,680	15.41	409,855	-175
港区	18.42	490,009	18.23	484,976	5,033	小平市	14.42	383,663	14.42	383,663	0
新宿区	18.79	499,795	18.64	495,927	3,868	日野市	13.88	369,260	12.97	345,080	24,180
文京区	18.57	493,970	18.36	488,471	5,499	東村山市	15.72	418,135	15.72	418,135	0
台東区	18.86	501,659	18.66	496,393	5,266	国分寺市	13.67	363,682	13.02	346,207	17,475
墨田区	18.73	498,164	18.59	494,529	3,635	国立市	13.35	355,195	13.35	355,195	0
江東区	18.81	500,261	18.57	493,830	6,431	福生市	13.80	366,955	13.80	366,955	0
品川区	18.66	496,300	18.52	492,665	3,635	狛江市	14.09	374,908	14.09	374,908	0
目黒区	18.51	492,339	18.33	487,539	4,800	東大和市	15.53	412,996	14.72	391,579	21,417
大田区	18.96	504,455	18.77	499,189	5,266	清瀬市	14.43	383,739	14.43	383,739	0
世田谷区	18.88	502,125	18.67	496,626	5,499	東久留米市	15.39	409,382	15.31	407,285	2,097
渋谷区	18.61	494,902	18.42	490,102	4,800	武蔵村山市	15.02	399,407	14.66	389,879	9,528
中野区	18.66	496,317	18.59	494,587	1,730	多摩市	13.93	370,450	13.53	359,994	10,456
杉並区	18.89	502,591	18.76	498,956	3,635	稲城市	13.58	361,299	13.58	361,299	0
豊島区	18.86	501,659	18.74	498,490	3,169	羽村市	14.44	384,150	14.44	384,150	0
北区	18.56	493,737	18.37	488,704	5,033	あきる野市	13.01	346,194	12.83	341,394	4,800
荒川区	18.65	496,067	18.59	494,529	1,538	西東京市	14.45	384,409	14.45	384,409	0
板橋区	18.79	499,795	18.66	496,393	3,402	瑞穂町	12.98	345,196	12.75	339,196	6,000
練馬区	18.75	498,863	18.61	494,995	3,868	日の出町	13.82	367,497	13.55	360,402	7,095
足立区	18.82	500,494	18.60	494,762	5,732	檀原村	11.19	297,760	11.19	297,760	0
葛飾区	18.96	504,222	18.60	494,762	9,460	奥多摩町	13.86	368,545	13.86	368,545	0
江戸川区	19.44	517,043	18.81	500,255	16,788	大島町	13.01	346,050	13.01	346,050	0
八王子市	15.68	417,020	14.71	391,370	25,650	利島村	10.88	289,481	10.88	289,481	0
立川市	16.88	449,083	16.47	438,124	10,959	新島村	10.55	280,660	10.02	266,610	14,050
武蔵野市	12.97	344,930	12.97	344,930	0	神津島村	12.56	334,120	11.50	306,004	28,116
三鷹市	13.35	355,000	13.35	355,000	0	三宅村	16.92	450,033	15.49	412,094	37,939
青梅市	14.20	377,595	14.20	377,595	0	御蔵島村	8.60	228,798	8.60	228,798	0
府中市	12.01	319,398	11.77	313,202	6,196	八丈町	12.56	334,030	12.23	325,215	8,815
昭島市	15.32	407,515	15.32	407,515	0	青ヶ島村	14.01	372,640	14.01	372,640	0
調布市	13.50	359,221	13.50	359,221	0	小笠原村	10.74	285,814	10.24	272,390	13,424
協会けんぽの場合、同条件で											
					年額23万7252円	本人負担分(2019年4月から)					

2019年度と2018年度の子ども国保料(税)比較

	2019年度 子ども国保 料(税):円	2018年度 子ども国 保料 (税):円	増減		2019年度子 ども国保料 (税):円	2018年度 子ども国 保料 (税):円	増減		2019年度子 ども国保料 (税):円	2018年度 子ども国 保料(税): 円	増減
千代田区	48,300	48,400	-100	葛飾区	52,200	51,000	1,200	東久留米市	45,600	45,600	0
中央区	52,200	51,000	1,200	江戸川区	53,100	51,000	2,100	武蔵村山市	42,200	39,900	2,300
港区	52,200	51,000	1,200	八王子市	43,000	40,000	3,000	多摩市	37,500	37,000	500
新宿区	52,200	51,000	1,200	立川市	43,800	42,500	1,300	稲城市	37,000	37,000	0
文京区	52,200	51,000	1,200	武蔵野市	33,200	33,200	0	羽村市	34,700	34,700	0
台東区	52,200	51,000	1,200	三鷹市	35,900	35,900	0	あきる野市	31,100	29,000	2,100
墨田区	52,200	51,000	1,200	青梅市	36,200	36,200	0	西東京市	38,100	38,100	0
江東区	52,200	51,000	1,200	府中市	30,460	29,760	700	瑞穂町	32,500	31,000	1,500
品川区	52,200	51,000	1,200	昭島市	39,000	39,000	0	日の出町	39,100	38,200	900
目黒区	52,200	51,000	1,200	調布市	35,600	35,600	0	檜原村	27,000	27,000	0
大田区	52,200	51,000	1,200	町田市	41,600	40,200	1,400	奥多摩町	36,000	36,000	0
世田谷区	52,200	51,000	1,200	小金井市	39,000	40,000	-1,000	大島町	24,700	24,700	0
渋谷区	52,200	51,000	1,200	小平市	35,100	35,100	0	利島村	28,000	28,000	0
中野区	49,500	49,500	0	日野市	38,400	36,000	2,400	新島村	20,000	17,000	3,000
杉並区	52,200	51,000	1,200	東村山市	45,400	45,400	0	神津島村	27,000	24,000	3,000
豊島区	52,200	51,000	1,200	国分寺市	40,000	40,000	0	三宅村	48,500	44,400	4,100
北区	52,200	51,000	1,200	国立市	30,000	30,000	0	御蔵島村	13,000	13,000	0
荒川区	52,200	51,000	1,200	福生市	36,900	36,900	0	八丈町	17,100	17,100	0
板橋区	52,200	51,000	1,200	狛江市	36,400	36,400	0	青ヶ島村	33,000	33,000	0
練馬区	52,200	51,000	1,200	東大和市	38,900	36,500	2,400	小笠原村	14,200	14,200	0
足立区	52,200	51,000	1,200	清瀬市	38,000	38,000	0				

消費税5分間学習資料

【その1】 2019年3月
10月消費税10%ストップ! ネットワーク
事務局: 全国保険医団体連合会(保団連)
TEL 03-3375-5190

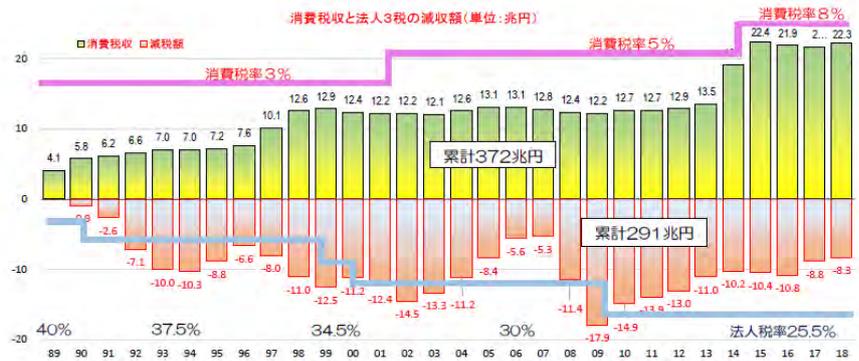
「消費税は社会保障のため」は大ウソ!

消費税額の78%が企業減税の穴埋めに

1989年に消費税がスタートして、もうすぐ30年。この30年間で、税率は3%から8%に引き上げられ、2019年秋には10%になります。

この間に国民1人が納めた消費税は295万円。総額では372兆円。一方で、大企業などの法人3税(法人所得税・事業税・住民税)の減税額は291兆円。消費税が、企業減税の穴埋めに使われています。その結果、大企業の内部留保は17年春には425.8兆円に膨らみました。

8%を10%に引き上げると、すべての国民1人あたり年間2万7千円、4人世帯ならば約8万円(月額6,500円以上)の増税になります。消費税引き上げは、実質的な賃金引下げになります。なんとしても阻止しましょう。



【ヒント】法人税は、利益を上げている黒字企業が納付します。日本の企業で法人税を納めている企業は、全企業の3割以下。「法人税減税」は、「もうけている企業が対象」であり、すべての企業に恩恵があるわけではありません。

雇用破壊

消費税が派遣、外注への置き換えをすすめる

大企業は、正規雇用を減らして派遣労働者や請負会社に置き換えをすすめています。それは、「外注」にすることで、人件費に係る消費税は、商品と同じになり仕入れ控除の対象とできるためです。安倍内閣の「働き方改革」では、フリーランス(個人契約)が推奨されています。外注化で雇用関係がなくなれば、企業の消費税負担を減らすことができます。安倍政権の5年間で、正規労働者は22万人増えましたが、非正規雇用労働者は207万人増と、正規労働者の9倍以上も増えています。

「社会保障のため」といいながら改悪のオンパレード

介護保険、年金、医療、生活保護などの社会保障は、年々改悪され続けています。2013年からの5年間で、消費税率は5%から8%に引き上げられましたが、社会保障費は3兆4500億円も削減され、国民の負担は大きく増えました。

日本国憲法は、税金は平和な社会と福祉社会をつくるために使うことを求めています(憲法13条・25条・30条・84条)。社会保障の推進は政府の責任です。

■ 消費税導入で社会保障はよくなったか

	年度	消費税導入以前(1988年度)	⇒	現在(2018年度)
	消費税率		0%	
医療	労働者本人の窓口負担	1割	⇒	3割
	高齢者の窓口負担(外来)	定額800円	⇒	2~3割
	国民健康保険料(1人の平均)	56,732円	⇒	93,203円(2014年度)
年金	厚生年金の支給開始年齢	60歳	⇒	65歳
	国民年金保険料(月額)	7,700円	⇒	17,567円(年収300万円)
その他	介護保険料(65歳以上)	なし	⇒	5,869円(全国平均)
	障害者福祉の自己負担	応能負担(9割は無料)	⇒	定率1割負担

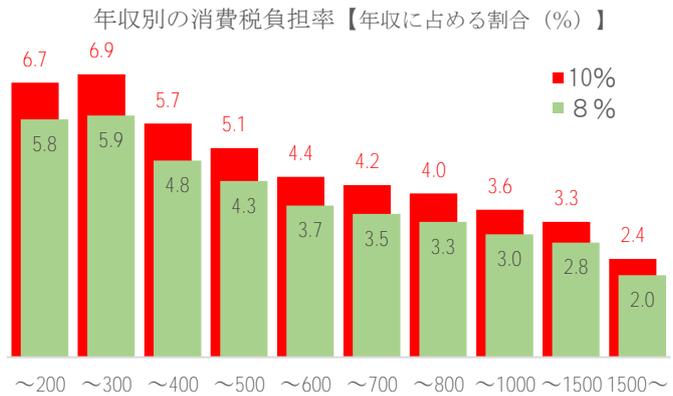
消費税5分間学習資料

【その2】 2019年3月
10月消費税10%ストップ! ネットワーク
事務局: 全国保険医団体連合会(保団連)
TEL 03-3375-5190

日本の税制の原則は、直接税中心・応能負担 貧しい人ほど重い税負担=消費税の「逆累進性」

税金は、「富の再配分」の機能を持っています。戦後の日本は、「直接税中心、応能負担」を原則とした税制を続けてきました。しかし、消費税が導入されて、応能負担が応益負担に変質させられました。所得税収は横ばい、法人税収が減るなか、消費税の税率10%への引き上げによって、「基幹税」になろうとしています。

消費税は所得の低い人ほど税負担の重い「逆累進性」が問題とされ、「弱いものいじめ」の税金です。税率が上がれば、非正規雇用労働者や女性、若者など、低賃金労働者のくらしを直撃します。



消費税の引き上げをしなくても、大丈夫!

富裕層、大企業の応分の負担で23兆円の財源が生まれる

金融資産や株式などの配当金は、どんなに儲けても、証券優遇税制で税金は20%です。パナマ文書、パラダイス文書の税金逃れを許さず、国内でも国際的にも規制を強化することが必要です。富裕層の所得税や大企業の優遇税制を改め、「税金は支払い能力に応じて負担」し、ムダな支出を減らすならば、消費税を引き上げなくても財源は十分に生み出せます。実際、多国籍企業の輸出分への消費税の戻しをなくしただけで、1兆円の財源が生まれます。それらを含めれば、

税制改正等による財源確保の見込み額 (兆円)

大企業への優遇税制廃止	4.0
法人税引き下げを中止(除く中小企業)	2.0
株式配当の総合課税、富裕層への証券税制強化	1.2
所得税・住民税の最高税率を戻すなど	1.9
富裕税の創設、相続税の最高税率を戻す	1.1
被用者保険の上限引き上げ	2.2
為替取引税・環境税など	1.6
不要な大型公共工事・軍事費・原発推進の中止	3.0
以上の合計(当面の財源)	17.0
将来的には「応能負担」の原則に立ち、所得税率を累進的に上昇せ	6.0
将来分を含めた合計	23.0

輸出大企業に対する消費税還付金額推計

企業名	売上高(億円)	輸出割合(%)	還付金額(億円)
トヨタ自動車	115,858	78.6	3,633
日産自動車	34,934	68.6	1,546
マツダ	26,065	82.0	804
本田技研工業	33,036	60.2	754
東芝	28,752	※ 59.0	546
三菱自動車	18,060	80.6	545
ソニー	20,642	※ 68.7	456
村田製作所	8,891	※ 93.5	390
新日鐵住金	31,607	※ 38.8	326
日立製作所	18,596	※ 48.0	272
パナソニック	37,822	30.6	249
キャノン	20,911	※ 77.7	581
合計			10,102

※印は推計値

※ 2015年度決算より湖東税理士が試算

それらを含めれば、

23兆円(消費税8%の税収分に相当する)の財源がつかれます。

開発・軍事など、山積する不要な支出!

福島第1原発の廃炉費用や賠償の費用は21.5兆円。しかし安倍政権は原発にしがみついています。リニア新幹線の総工事費は9兆円。政党助成金は23年間で7268億円が各政党(日本共産党を除く)にバラまかれました。オスプレイ17機が3113億円。ミサイル迎撃の“イージスアショア”は2機で6000億円強。米軍への「思いやり予算」は、2017年度だけで7897億円……。不要不急の大型開発、拡大する軍事費、大企業優遇税制など、止めるべきことはいっぱいあります。それらを「聖域」にさせず、国民本位の予算・税制の確立が求められます。

消費税5分間学習資料

【その3】 2019年3月
10月消費税10%ストップ!ネットワーク
事務局：全国保険医団体連合会（保団連）
TEL 03-3375-5190

売る側も、買う側も大混乱必至の軽減税率

“軽減”は名ばかり、価格は上がり、負担は増える！

軽減税率の対象品目には、「酒類」「外食」「ケーターリング・出張料理等」を除く飲料食品、定期購読契約をした週2回以上発行の新聞が対象です。実際は、もっと複雑。同じ商品でも、店内で食べる場合（10%）とテイクアウト（8%）では価格が違ってきます。ペットボトルは8%、水道水は10%です。

ドイツでは、テイクアウトは7%、店内飲食は19%と差があります。食べる場所を特定できないため、大手ハンバーガー店は、全商品を19%で販売しています。財務省も、レジ等で混乱が予想される場合、価格を統一するように文書を出しています。

政府は、「低所得者に配慮する観点から、“軽減税率”を実施する」といいますが、食料品を8%としても、原材料費、水道光熱費、容器代、運送料などに係る消費税はすべて10%です。商品の価格を決めるのは企業ですから、食品メーカーは「原料費の高騰」「運賃の増加」などを理由に必ず値上げします。それは国民のくらしを直撃します。

引き上げの反動による景気停滞は深刻……………

5%→8%の際の景気減速の回復に丸4年かかった

2014年に消費税は5%から8%に引き上げられました。その反動で景気は大きく減速し、消費を冷え込ませ、それを回復するために、丸4年かかりました。今度は、10%へ引き上げたすぐあとに、オリンピック後の景気低迷も襲ってきます。賃金や景気、雇用にも深刻な影響がでることが予想されます。

「消費税反対引き上げ署名」は1046万筆を超えた……………

国民の過半数は税率引き上げに反対している！

「消費税増税反対」の署名は、2015年から取り組んで、2018年9月現在で1046万筆を超えています。19年9月20・21日実施の共同通信の世論調査で、「消費税引き上げ反対」が51.0%と過半数を超えています。

国民の負担が増え、生活も雇用も破壊する消費税引き上げを阻止するには、署名を数多く集め、引き上げ反対の世論と共同をさらに大きく広げることが必要です。そして、春のいっせい地方選挙と夏の参議院選挙で、引き上げ反対の議員を国会・議会に数多く送り出すことです。

職場や地域で、消費税が増税になったらくらしがどう変わるのか、どうしたら止められるのかなどについて話し合みましょう。

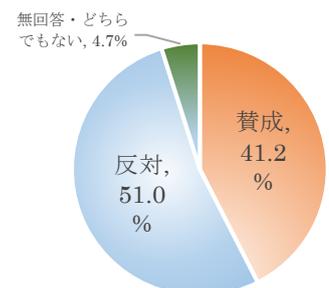
消費税の軽減税率対象品目の線引き

8%	10%
<ul style="list-style-type: none"> ●ファストフード、すし店のお持ち帰り ●出前、宅配ピザ ●みりん風調味料 ●オロナミンC（清涼飲料） ●ペットボトルのミネラル水 ●ノンアルコールビール・カクテル（アルコール1%未満） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ファストフード、ファミレス、そば店、すし店など店内飲食 ●ケーターリング ●本みりん ●リポビタンD（医薬部外品） ●ユンケル黄帝液 ●ビール・焼酎・ワインなどの酒類

■ 各国の付加価値税の軽減税率導入状況

国名	標準税率	食品	医薬品	書籍	新聞	宿泊
イギリス	20%	0%	0%	0%	0%	—
アイルランド	23%	0%	0%	0%	4.8%	13.5%
フランス	20%	5.5%	2.1%	5.5%	2.1%	7.0%
イタリア	22%	4%	10%	4%	—	10%
ドイツ	19%	7%	19%	7%	7%	—
スペイン	21%	4%	4%	4%	4%	10%
日本	10%	8%	10%	10%	8%	10%

来年10月の消費税引き上げ



※ 共同通信調査・2018年9月20・21日

消費税5分間学習資料

【その4】 2019年3月
10月消費税10%ストップ! ネットワーク
事務局: 全国保険医団体連合会(保団連)
TEL 03-3375-5190

低所得世帯は負担増になる危険も

「保育の無償化」といいながら……

安倍内閣が打ち出した「幼児教育・保育の無償化」(2019年10月~)。対象は3歳児以上。0~2歳児は住民税非課税世帯のみで、全世帯が対象になるわけではありません。

非課税世帯の保育料は無料ですので、無料化の恩恵はありません。恩恵を受けるのは、ある程度の所得がある世帯です。さらに、給食費を「食事提供」として実費請求に切り替えられるため、低所得世帯は、負担が重くなります。「低所得者のため」といいながら、高額所得者のための増税であることは明らかです。

【東京都目黒区の場合】

年収200万円(D1階層)世帯の保育料
乳児: 7,100円 → 14,600円(7,500円増)
幼児: 6,000円 → 7,500円(1,500円増)

福祉労働者への処遇改善加算は、全員対象ではなく、格差と分断の原因に

社会保障・福祉の財源を、「逆進性」の高い消費税に求めることは、経済的に弱い立場にあり社会保障・社会福祉が必要な人に更なる負担を強いるという矛盾が生じます。財源は、応能負担で確保すべきです。

平均で月10万円も安い賃金で働いている福祉関係労働者への「処遇改善加算」は、全員が対象ではなく、経験や勤続年数、資格や人事評価で差別化できるもので、現場に格差と分断を持ち込む制度です。



キャッシュレス対応で中小企業が苦境に

「日刊ゲンダイ」(2018年10月18日付)は、消費税引き上げで10万7100社が倒産の危機に見舞われる恐れがあると掲載しました。

「消費税引き上げは、消費そのものを低迷させます。そこにキャッシュレス対応の費用が上乗せされたら、中小店舗は悲鳴を上げるでしょう。かといって、現金商売を続けたら消費者離れは深刻となり、売り上げは落ち込みます。立ち行かなくなる中小・零細が続出する恐れが高いといえます」(東京商工リサーチ情報本部長の友田信男氏)。

消費税増税での税収増(5年分) = 5.5兆円 × 5年 = 27兆5千億円
中期防衛力整備計画の予算(2019年~23年) = 27兆4700億円

増収分は武力強化に使われる!

安倍首相は、「消費税は社会保障に」といいながら、大軍拡計画となる「中期防衛力整備計画」(中期防)を閣議決定しました。その総額は、5年間で27兆4700億円。消費税増税による税収増の5年分・27兆5千億円とほぼ同額。増収分は、戦費に使われます。

F35戦闘機は、1機116億円、維持費307億円、それを147機保有すると総額6.2兆円。さらにアメリカの“言い値”でどこまでも値上がりする危険もあります。まさに「爆買い」です。





6月4日

都議会が始まります

都民のくらしに役立つ都政へ
個人請願署名にご協力ください。

国民健康保険の重すぎる負担 軽くしてほしい

小中学校で給食を 無償にしてほしい

中小零細企業を底上げしてほしい

.....

東京都政に対する要望は山積。まだまだ都政は、都民のくらしに真正面から向き合っていません。くらしに役立つ都政へと変えていくためには、都政・議会に働きかけていくことが大切です。「開発よりも、都民のくらしを支えてほしい」という声に耳を傾けるよう、私たちの要求・要望をしっかりと東京都・都議会に示していきましょう。

6月4日開会（予定）の第2回都議会定例会にむけて、個人請願署名を開始しました。ひとりでも多くの方にご賛同いただきたいです。都内在住・在勤・在学のみなさん、ご協力ください。

裏面の個人請願用紙に、氏名、住所、ひとことを記入のうえ、

ご所属・お近くの団体・労組にお届けください。

6月4日の都議会開会日に、東京都へ提出します。

いこうよ！ 都議会開会日行動 

6月4日（火） 12:15～12:45 

東京都庁第1庁舎前歩道（都庁通り沿い） 

主催 都民連・東京地評・東京社保協 

東京都知事 小池百合子 殿

日本国憲法に基づき、これを尊重する都政運営をすすめて下さい。福祉、医療、保健、教育、雇用、中小企業対策を充実し住民のくらしと福祉を守る、地方自治体本来の役割を果たしてください。

【要請事項】

<1> 東京都に対する要請事項

1. 都民のいのちと財産を守ることを第一とした防災政策を策定すること。国際基準にもとづく避難所の指針をつくること。
2. 東日本大震災や東電福島第一原発事故の被災者・避難者と被災地への支援を強めること。
3. 集合住宅や個人住宅などの無料耐震診断を制度化し、耐震補強工事等への助成を行うこと。
4. 「脱原発都市宣言」をおこなうこと。「東京都環境基本計画」にある再生可能エネルギーによる電力利用割合の拡大を達成するよう、再生可能エネルギーの導入を急速かつ強力に推進すること。
5. 都立病院の直営を堅持し、増設・増床すること。
6. 2014年4月2日以降に70歳の誕生日をむかえた人の窓口2割負担に対し、東京都として負担を軽減すること。
7. 東京都の責任で国民健康保険料(税)を引き下げること。子ども医療費助成制度を拡充し、子どもの国民健康保険料(税)を軽減する制度を創設すること。
8. 国民健康保険料(税)や地方税の滞納処分の際に、無益な差押えをはじめとする違法な差し押さえが行われている。「差押えの禁止基準」を厳格に守るよう自治体を指導すること。
9. 介護労働者の確保のため、介護事業所への人件費等補助を行うこと。介護保険料軽減のために、財政措置すること。
10. 障害者医療費助成制度や心身障害者福祉手当の対象を拡大し、手当を増額すること。障害を限定することなく障害者雇用を促進すること。
11. 自立支援法に基づく障害者サービスの利用者が65歳に達した際に、介護保険利用を強制させないようにすること。
12. 都営住宅を新規建設し募集拡大すること。使用承継を従前のものへ戻すこと。単身者の年齢制限を撤廃すること。
13. シルバーパスを利用できる交通機関と区域を増やすこと。低所得者が利用しやすいよう、費用軽減など改善を進めること。
14. 生活保護の口頭申請を受け付け、要否判定の資料提出を強要しないよう、関係機関に周知徹底すること。
15. 認可保育所の新設・増設を補助するために東京都独自の制度を新設し、保育所の待機児童解消をはかること。
16. 医療・福祉・保育の職場が職員を十分に確保できるように、また職員が長く働き続けられるよう、必要な施策を早急に実施すること。
17. 「35人学級」を一日も早く全学年に広げること。
18. 小中学校給食無償化を実現するために、都として区市町村へ給食費、食材費等の補助を行うこと。
19. 「日の丸」「君が代」の子どもと教職員への強制はやめること。
20. 特別支援学校の教室不足を一刻も早く解消するために、学校を新設すること。
21. 都立高校の防災訓練に、自衛隊を利用しないこと。地域住民との連携を中心とした防災訓練とすること。
22. 学校エアコン設置の補助率の引き上げを2019年度以降も適用すること。都立高校においても、早期に全校の体育館と特別教室へのエアコン設置を進めること。
23. 私立高校・私立大学に通学している家庭の負担を軽減するための助成制度を拡充すること。
24. 「中小企業予算」を大幅増額すること。中小零細企業が利用しやすい融資を創設し、保証料補助枠を拡大すること。
25. 正規雇用を拡充し、安定して働き続けられる雇用環境を整えるよう必要な施策を実施すること。職業訓練校を拡充すること。
26. 横田基地の返還を求め、住民が平穏な環境で安心して暮らせるように必要な施策を実施すること。
27. 豊洲市場の安全性について、全面的な調査・検証をおこない、全て公表すること。築地での中央卸売市場の再整備をすすめること。業者への補償をただちに行うこと。
28. 2020年東京オリンピック経費を縮減し、都民の負担を増やさないこと。晴海選手村土地投げ売りを是正すること。
29. 多数の地権者が明確に反対している特定整備路線については、強権的な手法をとらず、計画を見直すこと。
30. 東京都迷惑防止条例の「つきまとい規制」のなかで、憲法違反の箇所は廃止すること。廃止するまでは、表現の自由などを侵害することのないよう厳格に運用すること。
31. 水道事業の直営を堅持すること。

<2> 東京都から関係機関に要請してほしい事項

1. ぜん息医療費の患者負担をなくすため、国と自動車メーカーに資金拠出を強く求めること。
2. 年金引き下げ中止、最低保障年金制度の創設、年金支給開始年齢引上げの中止を国に要望すること。
3. 後期高齢者医療保険料の特例軽減を継続するよう、国に働きかけること。
4. 2019年10月に消費税を10%に増税することを中止するよう、国に要請すること。
5. 生活保護制度のさらなる改悪をおこなわないよう、厚生労働大臣に要請すること。
6. 障害者制度改革に向けて「基本合意」を遵守し、「骨格提言」に基づく「障害者総合福祉法」の制定をはかるよう、国に要望すること。
7. 横田基地へのCV22オスプレイ配備を撤回するよう、日米両国に強く働きかけること。
8. 「集団的自衛権」行使を具体化する安全保障関連法(戦争法)、共謀罪を廃止するよう、国に働きかけること。
9. 日米地位協定の改定を、日米両国に働きかけること。
10. 原発再稼働の中止を国に強く要請すること。
11. 国の責任で、国民健康保険の子ども均等割を引き下げよう働きかけすること。
12. 国民健康保険料(税)を少なくとも協会けんぽ並みに負担軽減するよう国費負担を大幅に引き上げるよう、国に働きかけること。
13. 羽田空港新ルート計画を撤回するよう、国に働きかけること。

(ひとこと)

住所 () 電話番号 ()

NO NUKES

第24回東京反核平和マラソン

PEACEランニング

核の無い安全で平和な世界への想いは万国共通。国籍問わず、みんなで反核平和を訴えましょう♪

「核兵器廃絶」「スポーツは平和とともに」をみんなで走ってアピール！ Let's PEACE RUNNING♪



※このマラソンは競走ではありません。

「核兵器廃絶」「世界平和」を訴えるランナーの平和アピール行動です。みんな笑顔でアピールしましょう！！

開催日 2019年 7月13日(土)

参加費 1000円 (Tシャツ・保険代・第五福竜丸協会への募金)

Tシャツお持ちの方 500円

※参加費は当日、受付でお支払下さい。

北コース

北区役所

西コース

杉並区役所

神宮通り公園
(宮下公園隣り)

夢の島公園

東コース

大田区役所

南コース

自由なスタイルで走れます！

お一人での完全走破はもちろん、友達や同僚など、数名でルー形式参加や、途中からの参加など、ご希望に応じて参加する事が出来ます。(ご不明な点は事務局まで)

統一Tシャツを着て走ります!!



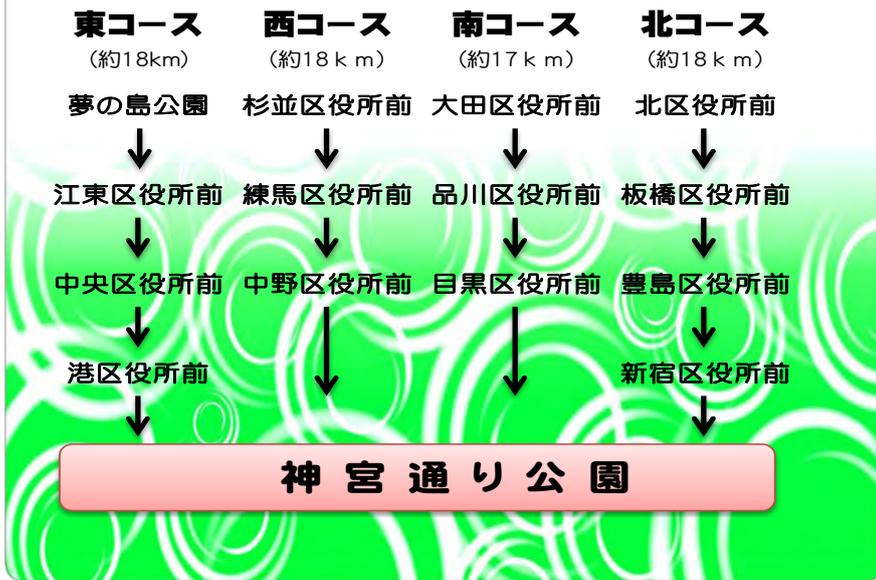
主催：第24回東京反核平和マラソン実行委員会

主管：新日本スポーツ連盟東京都連盟
同東京ランニングクラブ

後援：日本非核宣言自治体協議会
平和首長会議・港区・中央区

※後援は現時点では予定です。

主な走路順路



集合・到着時間等について

○スタート時間は9時30分前後を予定しておりますが、コースによって異なりますので、別途予定表にてご確認ください。

○神宮通り公園(宮下公園脇)の到着は全コース13時30分を予定しております。

○全コース到着後、閉会セレモニーを30分程度行いますので、休憩をとりながらご参加下さい。

○必ず朝食はとってきて下さい。

○参加費にはTシャツ代、保険料、第五福竜丸平和協会への募金(100円)が含まれています。**※当日受付でお支払下さい。**

○着替えなどの手荷物は荷物車に積んで走ります。希望地でご自身の責任で手荷物を受け取って下さい。

○当日は猛暑になることも予想されます。2~3キロごとに給水地点を設けていますが、体調管理には十分お気を付け下さい。

○帽子は必ず着用して下さい。着用されていないと走ることはできません。帽子は出発地で販売しています。(1つ1,000円)

○**「安全係」の指示を受けた場合は必ず伴走車に乗って下さい。**「笑顔」がなくなるまで走らないでください。

○申し込みは、申込書に必要事項を記入し、下記宛まで郵送またはFAXでお送り下さい。料金は当日お支払下さい。

○お申込みいただいた方にはTシャツ、注意事項などの資料を7月5日(金)頃に発送します。

お申込み・お問い合わせは
新日本スポーツ連盟東京都連盟
「反核平和マラソン」係まで

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-39-2 大住ビル 401
TEL: 03-3981-1345 E-mail: njsf@tokyo.email.ne.jp
FAX: 03-3981-8315 HP: <http://www.t-njsf.net/tokyo/>

～ 協賛金を受付けます ～ ※団体・個人問いません

協賛金の振込先: 郵便振替番号: 00110-4-147247 口座名義: 新日本スポーツ連盟東京都連盟

他金融機関から振込の場合: 支店名: 〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座: 0147247

キ リ ト リ

申 込 書 ※申込み締切り 7月1日(月)必着

ふりがな 氏 名	7月13日の満年齢		歳	性別								
	参加回数		回目	男・女								
所属・団体名	〒			TEL:								
住 所	〒			緊急連絡先:								
	〒			Email:								
参加コース コースに〇と区間にチェックをして下さい。	東コース	夢の島～江東	<input type="checkbox"/>	西コース	杉並～練馬	<input type="checkbox"/>	南コース	大田～品川	<input type="checkbox"/>	北コース	北～板橋	<input type="checkbox"/>
		江東～中央	<input type="checkbox"/>		練馬～中野	<input type="checkbox"/>		品川～目黒	<input type="checkbox"/>		板橋～豊島	<input type="checkbox"/>
		中央～港	<input type="checkbox"/>		中野～神宮通り公園	<input type="checkbox"/>		目黒～神宮通り公園	<input type="checkbox"/>		豊島～新宿	<input type="checkbox"/>
		港～神宮通り公園	<input type="checkbox"/>								新宿～神宮通り公園	<input type="checkbox"/>
参加への想いを一言												
Tシャツサイズ	〇を付けて下さい S M L LL 不要(持っている方)											
未成年の方は保護者の方の承諾が必要です。											保護者氏名	印